



公告 第605号

令和8年1月5日

川崎汽船健康保険組合
理事長 玉置 伸哉



令和8年度における標準報酬月額上限額の公告

このたび、任意継続被保険者の令和8年度標準報酬月額の上限額について、健康保険法第47条の規定により 590,000円(33等級)と決定しましたので公告します。

記

令和8年3月までの上限限度額	590,000円(33等級)
令和8年4月からの上限限度額	590,000円(33等級)

以上